

## 映画「めぐみ」DVDの貸出条件

- 1 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」DVD（以下「DVD」という。）の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用は、借受人において負担すること。
- 2 DVDは、善良な管理者の注意を持って管理し、その効率的使用に努めること。
- 3 DVDは、転貸しないこと。
- 4 DVDは、申請書に記載された目的及び場所以外の使用をしないこと。
- 5 DVDは、改造しないこと。
- 6 DVDは、貸出期間満了の日までに指定された場所に返納すること。
- 7 貸出条件の違反があったとき又は内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室（以下「政策企画室」という。）が必要と認めたときは、政策企画室の指示するところに従い、速やかにDVDを返納すること。
- 8 DVDを亡失し又は損傷したときは、速やかにその旨及び理由を政策企画室に報告し、政策企画室の指示に従うこと。